

軽減税率制度実施後の税額計算

- 消費税の納付税額は、売上税額から仕入税額を控除して算出（仕入税額のほうが大きい場合は還付）することとされており、その算出方法は軽減税率制度の実施後も変わりません。
- 軽減税率制度の実施により、消費税率が軽減税率と標準税率の複数税率となったことから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。
- なお、軽減税率制度実施後の一定期間、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者^(注)に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

(注) 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

《消費税の納付税額の計算のイメージ》

税額は税率ごとに計算する必要があります。



$$\text{売上税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{10}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{8}{108} \right)$$

$$\text{仕入税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{10}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{8}{108} \right)$$



消費税の納付税額

=

売上税額

-

仕入税額



仕入税額のほうが大きい場合、消費税は還付されることとなります。